

外国人滞在型観光促進事業補助金について

1. 補助金の交付額

2,000 円*1 × 1 回のツアー送客人数 × 市内宿泊日数（3 泊まで）

※1 米子空港を出入国港として利用するツアーかつ、国際定期便利用促進協議会「外国人観光客誘致促進事業」の支援を受けるツアーは、交付額を 1,000 円とします。

（出国又は入国のみ利用する場合も含む。）

- ・ 上記を限度額とし、予算の範囲内で定める額を日本円で交付します。
- ・ 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月末までに同一の旅行者に対し行う補助金交付決定額は合計 3,000,000 円を上限とします。

2. 補助対象となるツアー

旅行業者が企画・実施、手配し、日本国外で販売したツアーのうち、下記条件を全て満たすツアーが対象となります。

1. 日本人以外を対象とし、観光を目的としたツアーであること
2. 1 回の送客人数が 10 人以上（ツアーガイド等関係者及び宿泊費が無料である乳幼児を除く。）であること
3. 松江市内の宿泊業を営む施設に 1 泊以上宿泊するツアーであり、「島根県国際チャーター便促進支援補助金」（島根県）の支援を受けていないこと
4. 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までにチェックインするもの

3. 補助金の申請方法から請求までの流れ

1. ツアー出発前に下記書類を提出
 - ◆ 「外国人滞在型観光促進事業補助金」交付申請書（様式第 1 号）
 - ◆ ツアー日程表（予定） ◆ 送客名簿（予定）
2. 申請書の内容を審査の上、適正と認めたときは下記書類により申請者に通知
 - ◆ 「外国人滞在型観光促進事業補助金」交付決定通知書（様式第 2 号）
3. ツアー終了後 28 日以内（2024 年 3 月に出発するツアーは松江市内の宿泊業を営む施設にチェックイン後 28 日以内もしくは 2024 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで）に下記書類を提出
 - ◆ 「外国人滞在型観光促進事業補助金」実績報告書（様式第 3 号）
 - ◆ ツアー日程表（実績） ◆ 送客名簿（実績）
 - ◆ 宿泊証明書又は宿泊人数及び宿泊料金を証明できる書類
4. 実績報告書の内容を審査の上、適正と認めたときは下記書類により申請者に通知
 - ◆ 「外国人滞在型観光促進事業補助金」確定通知書（様式第 4 号）
5. 確定通知書受領後、下記書類を提出
 - ◆ 「外国人滞在型観光促進事業補助金」交付請求書（様式第 5 号）

4. 補助金の支払いについて

日本国内の金融機関口座の場合は、請求書を受領後 30 日以内に振り込み手続きを行います。日本国外の金融機関口座の場合は、7 月、10 月、翌年 1 月、3 月、4 月にそれまでの請求分を合算して振り込みます。

5. 申請及びお問合せ先

松江市観光部 国際観光課 / 一般社団法人松江観光協会 事務局

日本国島根県松江市末次町 86 番地 〒690-8540

TEL: +81-852-55-5632 FAX: +81-852-55-5634

E-mail: k.kankou@city.matsue.lg.jp

※本補助制度は松江市からの支援を受けて実施しております。